

(電子メール施行)
環整第1278号の4
建指第1530号の4
令和2年11月10日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長
兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

兵庫県浄化槽指導要綱の一部改正について (通知)

平素は、本県浄化槽行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。
標記のことについて、浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号)の施行を受け、令和2年11月10日付けで改正しましたので、お知らせします。

つきましては、業務の執行に当たっては、同要綱及び運用指針に御留意いただきますようお願いします。

なお、要綱本文と様式等を本県「ひょうごの環境」のホームページに掲載しましたので、活用してください。

また、貴センター会員に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

記

要綱本文と様式等の掲載アドレス：

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle/leg_275/leg_3632

【問合せ先】

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班 尾崎

TEL 078-362-3279 FAX 078-362-4189

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課建築指導班 塩谷

TEL 078-362-3609 FAX 078-362-4455